

保全インフォメーションきんき 第134号

【平成29年3月1日号】

★ も く じ ★

1. How To 保全 (1)

『保全台帳』ってどんなもの？

2. How To 保全 (2)

津波防災診断の確認できていますか？

3. お知らせ (1) 政府実行計画の取組

BIMMS-Nを活用した施設保全状況診断書の作成方法について

4. お知らせ (2) 保全指導・監督室

保全研修会実施報告について～『建築設備の基礎知識』～

5. お知らせ (3) 京都営繕事務所

平成28年度 施設(保全)担当者意見交換会について(報告)

このメールマガジン(メールでの受信が不便な方にはFAXで配信)は、国家機関、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等において、施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全技術等の各種情報をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしております。

本メールマガジンについての御意見、御感想や、「How to 保全」に取り上げて欲しい内容等の御連絡をお待ちしております。頂きました御意見等につきましては、今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っております。

なお、バックナンバーにつきましては、下記WEBページに掲載しております。)

http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki.html

保全インフォメーションきんき 編集事務局

■ 営繕部 保全指導・監督室

TEL : 06-6443-1791

Mail : soudan-hozen@kkr.mlit.go.jp

■ 京都営繕事務所

TEL : 075-752-0505

Mail : soudan-kyoei@kkr.mlit.go.jp

② 保全台帳がなぜ必要なのか？

【義務的な必要性】

- 前述の保全基準の実施要領により作成が求められている。
- インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成25年11月の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」でとりまとめられた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各省各庁において定められた行動計画）においても、「個別施設計画」（※）の一部として、作成が求められている。

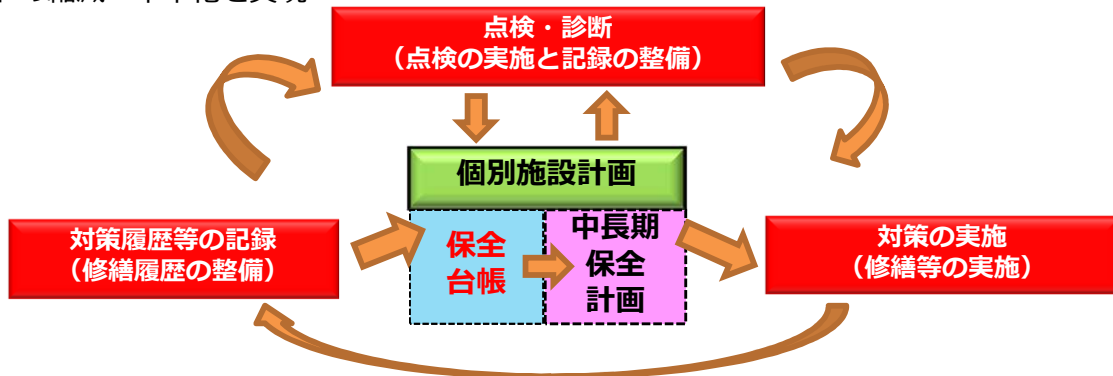
※「個別施設計画」は、「保全台帳」と施設の運用段階における保全（改修、修繕等）の実施内容、予定年度、概算額に係る計画である「中長期保全計画」を併せたものを言います。

【利点の面からの必要性】

- 中長期保全計画とともに「個別施設計画」を構成することで、個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルを構築し、個別施設計画に基づく計画的かつ効率的な修繕等の実施を通じて、官庁施設の長寿命化及びトータルコストの縮減・平準化を実現。
- 施設に保全に関する一覧情報が長期間にわたり継続的に保管されるとともに、担当者の引継ぎもスムーズになる。

個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルの構築

計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、官庁施設の長寿命化を図り、トータルコストの縮減・平準化を実現



③ どうやって作成するのか？

1) 建築物等の概要 (1) (2)

まずは、台帳の様式をダウンロードしましょう。国土交通省 本省HPでは、http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000002.html

より、Excelの様式がダウンロードできます。

又は、BIMMS-Nの「調査関連資料」の「保全台帳の様式」からも同様のものがダウンロードできます。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 保全実態調査・官庁建物実態調査 ・ 調査票入力・閲覧 ■ 保全実態調査結果診断・分析 ・ 保全実態調査結果診断・分析 ・ 分析ツール ■ 施設維持管理 ・ 点検記録情報管理 ・ 修繕履歴情報管理 ・ 中長期保全計画作成 ・ 中長期保全計画集計 ■ 調査関連資料 ■ 点検リマインダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡文書 <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書名</th> <th>形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保全台帳の様式</td> <td>xlsx</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書名</th> <th>形式</th> </tr> </thead> <tbody> </tbody> </table>	文書名	形式	保全台帳の様式	xlsx	文書名	形式
	文書名	形式					
保全台帳の様式	xlsx						
文書名	形式						

Excelの様式をダウンロードしたら、「建築物等の概要①」というシートで「建築物等の概要（1）」を作成します。

「建築物等の概要（1）」は、施設の敷地、各建物の基礎情報について入力します。

保全台帳 様式1 (その1)

建築物等の概要(1)

施設基本情報			
施設名称	●●●庁舎		
所在地	●●●県●●●市●●●▲-×-■		
管理官署	(省庁) ●●●省	(部局) ●●●局	(課室) ●●●課
敷地内建物延べ面積	(国財) ●●●●● m ²	(建基) ●●●●● m ²	
建物棟数	● 棟		
備考			
建物基本情報			
【主要建物】			
建物名称(棟名)	庁舎	棟番号	001 主用途 事務所
建物構造	鉄筋コンクリート造	建物階数	地上 1 地下 0 塔屋 1
建物延べ面積	●●●●● m ²	竣工年月	●● 年 ●● 月
備考			
【その他の建物】			
建物名称(棟名)	車庫・倉庫	棟番号	002 主用途 倉庫
建物構造	鉄骨造	建物階数	地上 1 地下 0 塔屋 0
建物延べ面積	●●● m ²	竣工年月	●● 年 ●● 月
備考			
建物名称(棟名)	自転車置場	棟番号	003 主用途 倉庫
建物構造	鉄骨造	建物階数	地上 1 地下 0 塔屋 0
建物延べ面積	●● m ²	竣工年月	●● 年 ●● 月
備考			

敷地の基礎情報を入力します。

建物の基礎情報を入力します。

「建築物等の概要②」というシートで「建築物等の概要（2）」を作成します。

「建築物等の概要（2）」は、建物毎の基礎情報として、仕様などについて入力します。中長期保全計画の仕様などを参考に、記載しましょう。

保全台帳 様式1 (その2)

建築物等の概要(2)

建物基本情報			
建物名称(棟名)	庁舎	棟番号	001
建物構造	鉄筋コンクリート造	建物階数	地上 1 地下 0 塔屋 1
建物延べ面積	●●●●● m ²	竣工年月	●● 年 ●● 月
備考			
建物仕様			
屋根	シート防水	受変電	高圧(6kV) 設備容量 300KVA
外壁	複層仕上げ塗材	太陽光発電	10KW
外部窓	連窓	非常用自家発	ディーゼル発電機 100KVA
外部建具	鋼製建具	分電盤	3面
内部建具	鋼製建具	照明器具	埋込H型
内部床	OAフロア	電話	電子交換機
内部壁	クロス張り(壁紙)	時計	電気時計
内部天井	ポート類(ロックウール)	昇降機	乗用13人乗 1台
熱源方式	中央方式(冷温水発生器)		
空調機方式	ファンコイル・ダクト併用		
給水方式	受水槽・加圧給水方式		
給湯	局所式(瞬間式給湯器)		
排水	自然放流・建物内合流		

中長期保全計画書の仕様などを参考に、建築物、設備などの仕様を入力します。

2) 点検及び確認記録

点検及び確認記録は、Excelの「保全台帳の様式」にも、様式がありますが、BIMMS-Nに作成機能があり、それを使う事によって記録をデータ保存することができ、履歴をいつでも確認することもできるので、おすすめです。

施設維持管理より点検記録情報管理を選択し、施設を検索します。

- 施設維持管理
 - 点検記録情報管理
 - 修繕履歴情報管理
 - 中長期保全計画作成
 - 中長期保全計画集計

点検記録のボタンを押します。

点検及び確認記録は、法定点検、支障がない状態の確認の各項目について、実施した時期、次回実施予定時期、結果についての問題の有無を記録する事により、各項目について施設保全責任者が内容を把握することと、人事異動などの際、後任に状況が分かるように作成する必要がありますので、各項目毎にそれらを記入します。

項目毎の入力を行ったものについて、点検及び確認記録一覧として、保全台帳の様式2としてExcel出力ができます。

- 対象の有無
- 点検実施年月
- 点検周期
- 次回点検年月 (周期より自動)
- 結果について問題の有無
- 問題の内容

点検及び確認記録 施設名称: ●●庁舎 などを記入する。

点検・確認項目	関係法令	対象の有無 (有:○,無:×)	点検周期	最終点検実施年月	次回点検実施年月	実施結果	問題の内容	備考
1 建築物の敷地及び構造の点検	建築法第12条 官公法第12条	○	3年	2016年2月	2019年2月	問題あり	一部建具に不具合有り ・OAフロア音鳴り ・車庫前床コンクリートクラック有り	
2 昇降機の点検	建築法第12条 人事院10-4第32条	×				対象外		
3 建築物の昇降機以外の建築設備の点検	建築法第12条 官公法第12条	○	1年	2016年2月	2017年2月	問題なし		空調機更新完了、漏電事故更新完了
3 支障がない状態の確認	国交省告示	○	1年	2016年2月		問題なし		
5 消防用設備等の点検	消防法第17条	○	6月					【設備名】消火器 (ABC10型) 4本 【点検結果】判定: 良 不具合内
4 危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	消防法第14条	×						
7 事業用電気工作物の保安規定による自主点検	電気事業法第42条	×						
5 機械換気設備の点検	人事院10-4第15条	○						【点検箇所】 ・2階男子トイレ (天井扉) 状

保全台帳の様式2で一覧として出力できます。BIMMS-Nでいつでもデータの確認、更新が可能です。

3) 修繕履歴

修繕履歴についても、点検及び確認記録と同様にBIMMS-Nに作成機能があり、それを使う事によって記録をデータ保存することができ、履歴をいつでも確認することもできるので、おすすめです。

施設維持管理より修繕履歴情報管理を選択し、施設を検索します。

- 施設維持管理
 - 点検記録情報管理
 - 修繕履歴情報管理**
 - 中長期保全計画作成
 - 中長期保全計画集計

修繕履歴のボタンを押します。

修繕履歴は、改修した内容や受注者などを記録しておくことにより、中長期計画作成時の参考や、不具合が発生した場合の対処などに必要となる情報ですので、できるだけ分かりやすく記載しましょう。

点検及び確認記録と同様、一覧として、保全台帳の様式3としてExcel出力ができます。

実施年月
件名、発注者
修繕内容、金額
受注者名
などを入力する。

保全台帳の様式3で一覧として出力できます。BIMMS-Nでいつでもデータの確認、更新が可能です。

番号	実施年月	件名	発注者	修繕内容	金額 (円)	受注者
1	2015年 6月	ガスコンロ取替え	管理省庁	2階給湯室 テーブルコンロ (1口コンロ) RTS-1D C (リンナイ) に取替え	7,128	●●電器 (株)
2	2015年 1月	保安指導・監督室空調機取替え作業	管理省庁	庁舎2階執務室の空調機1台を【ダイキンS24V120R】に取替え		
3	2013年 5月	保安指導・監督室ロスナイ電源振替作業	管理省庁	既存分電盤 (2階執務室、2階給湯室) の回路更新		
4	2013年 3月	保安指導・監督室漏電対策応急修繕作業	管理省庁	2階執務室分電盤配線更新 (分電盤は既設を利用)	96,600	●●電設 (株)
5	2007年 3月		国土交通省官繕部	外壁・屋上改修、ハートビル整備工事【建築物名】庁舎【工期】2006/11	13,214,000	●●建設 (株)

④さいごに

今回紹介した中で、「点検及び確認記録」「修繕履歴」については「官庁施設情報管理システム (BIMMS-N) を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」でも作成方法が詳しく書かれています。http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000022.html

インフラ長寿命化行動計画では、**平成28年度中に個別施設計画 (保全台帳、中長期保全計画) の作成率100%が目標となっています。**作成がまだの施設がありましたら、早急に作成を行い、次回保全実態調査では作成済みの報告をお願い致します。

2. How To 保全 (2)

津波防災診断の確認できていますか？

官庁施設の津波防災診断は、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）第53条に基づく津波災害警戒区域内の施設を対象に行うこととなっていますが、平成29年1月現在、近畿地方整備局管内で、津波防災地域づくり法第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されているのは和歌山県（但し、和歌山市を除く）のみとなっています。

しかし、いつ起こるかわからない津波災害への備えとして、以下の①「津波防災地域づくり法第53条に基づく津波災害警戒区域」のほか、②「津波防災地域づくり法第8条に基づく津波浸水想定が公表されている地域等」、③「津波防災地域づくり法に基づかない既存の津波ハザードマップによる浸水想定地域等」に該当する場合には、津波防災診断の実施をお願いします。

■津波災害警戒区域の指定状況等

- ①「津波防災地域づくり法第53条に基づく津波災害警戒区域」は、都道府県知事が指定します。上述のとおり、近畿地方整備局管内では、和歌山県（但し、和歌山市を除く）において平成28年4月19日に指定されており、内容は次のホームページで確認することができます。

- ・和歌山県：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080500/tsunami_keikai.html

- ②「津波防災地域づくり法第8条に基づく津波浸水想定が公表されている地域等」については、大阪府、京都府、兵庫県（但し、日本海側を除く）、和歌山県（和歌山市）で公表されており、内容は次のホームページで確認することができます。

- ・大阪府：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/tsunamishinsuisoutei/>

- ・京都府：<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/2803tsunamisotei.html>

- ・兵庫県：<http://web.pref.hyogo.jp/kk37/nantorashinsuisouteizu.html>

- ・和歌山県：<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/bousai/130328/sinsui.html>

- ③「津波防災地域づくり法に基づかない既存の津波ハザードマップによる浸水想定地域等」については、福井県で津波シミュレーション結果等に基づくハザードマップが公表されており、内容は次のホームページで確認することができます。

- ・福井県：<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/kikitaisaku/tunami-soutei.html>

施設の立地場所が、浸水想定地域に該当するかを確認してください。施設が津波により浸水する地域に立地していることが確認された場合には、速やかに津波防災診断を行い、適切な対策を施してください。

■官庁施設の津波防災診断指針の概要

津波に対する官庁施設の機能確保の考え方

- ソフトとハードの一体的な対策によって
- 津波のレベルに応じた業務上の機能確保の目標を達成する

津波のレベル	機能確保の目標		
	利用者の安全	災害時の対策活動	通常の業務
●最大クラスの津波 (レベル2津波(L2))			・利用者の安全を最優先 ・通常業務の目標設定はしない
●L2より津波高さは低いものの比較的発生頻度の高い津波 (レベル1津波(L1))	最優先で確保する	津波発生時も継続できる	津波が引いたあと早期に再開できる

図-1 官庁施設の津波防災診断指針の概要

官庁施設の津波防災診断指針（平成25年4月版）の内容については、同指針の参考資料が公表された時点の保全インフォメーションきんきNO.124で紹介させていただきました。

津波防災診断指針の概要は、図-1の通り、ソフトとハードの一体的な対策によって業務上必要な機能を確保することとしています。

保全インフォメーションきんきNO.124のホームページアドレス

<http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/assets/hozen-info/124.pdf>

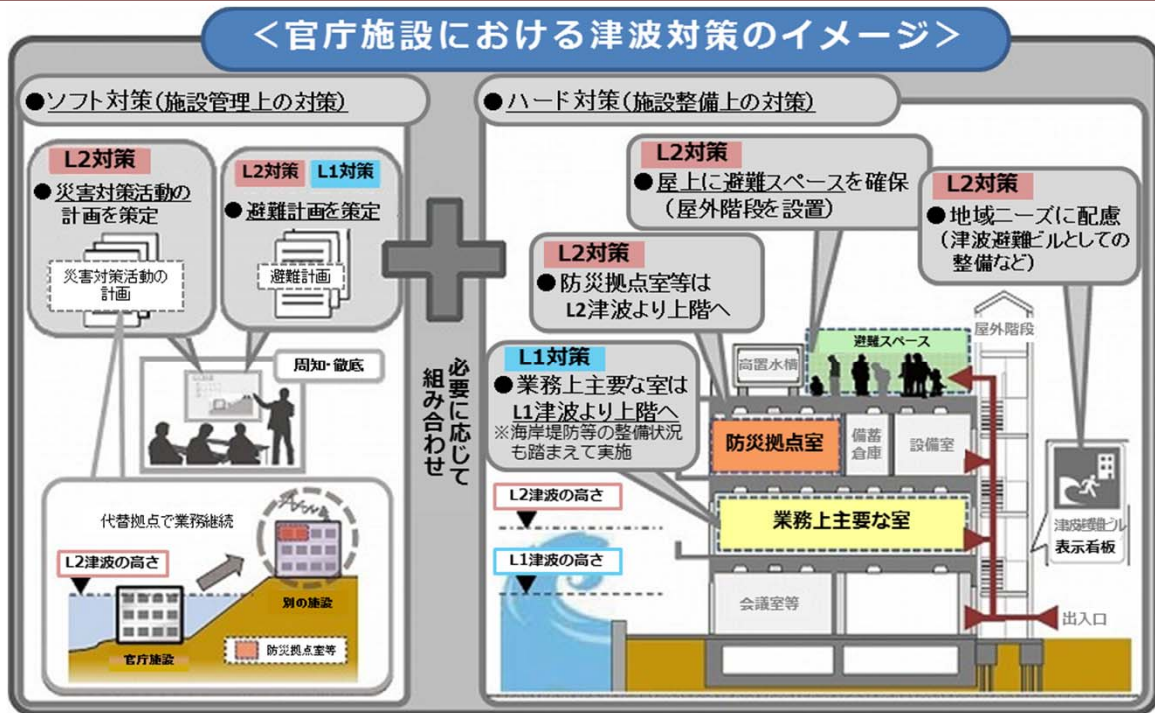


図-2 官庁施設の津波防災診断指針に基づく津波防災対策のイメージ

上記指針では、二つのレベルの津波（比較的発生頻度の高い津波:L1、発生頻度は低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波:L2）を想定し、それぞれのレベルに応じた対策を講ずることとしています。指針におけるソフト対策、ハード対策のイメージ図は図-2のとおりです。

ハード対策は一般的に時間を要するため計画的に実施し、ソフト対策はできるかぎり速やかに実施することが求められます。

なお、官庁施設の津波防災診断指針の詳細につきましては、国土交通省大臣官房官庁営繕部ホームページ「東日本大震災を踏まえた官庁施設の機能確保～対津波対策の推進～」(http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_00013.html) で確認ください。

■津波防災診断の実施について

前述のとおり、津波災害警戒区域の指定については、近畿地方整備局管内では和歌山県（但し、和歌山市を除く）で公表されていますが、指定された地域に施設が立地していることが確認された場合には、速やかに津波防災診断の本診断を行い、適切な対策を施してください。

また、津波災害警戒区域がまだ指定されていない区域で、南海トラフ巨大地震への対策等で緊急を要する場合は、当面入手可能な情報により浸水が想定される区域及び水位を想定し、仮診断を行うことができます。危険側の診断結果となる可能性や基準水位公示後に再診断を要する留意点はありますが、まずは仮診断を行うことで各施設の弱点や問題点を把握し、例えば、「具体的な避難先を定めて避難訓練を実施すること」や「業務継続が可能となる代替拠点を確保すること」など、まずソフト対策でできることから進めていくことが、いつ起こるかわからない津波災害への備えになるものと考えます。

■津波防災診断の実施手順

STEP1：調査

調査項目	主な内容
地域の津波対策に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> ○基準水位及び設計津波の水位 ○海岸保全施設の整備状況 ○高台等の安全な避難場所の有無 等

調査項目	主な内容
施設整備上の対策に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各階床面の高さ ○構造体の津波に対する性能 ○活動拠点室の設置位置 ○一時的な避難場所の設置位置 ○非常用電源の設置位置 等

調査項目	主な内容
施設運用管理上の対策に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> ○津波発生時の避難計画 ○災害応急対策活動の実施に関する運用規則 ○代替拠点の確保

①地域の津波対策に関する内容

②施設整備上の対策に関する内容

③施設運用管理上の対策に関する内容

官庁施設の津波防災診断指針における診断の実施手順について説明します。

まず、STEP 1として、①「地域の津波対策に関する内容の調査」、②「施設整備上の対策に関する内容の調査」、③「施設運用管理上の対策に関する内容の調査」を行います。次にSTEP 2として、調査結果を元に判定1から14までの個別判定を行います。その後、その個別判定に基づき、STEP 3として、3つの「対津波機能目標」（目標①：在庁者の安全確保、目標②：L1津波収束後の事務及び事業の早期再開、目標③：津波発生時の災害応急対策活動が可能）の達成状況を所定の総合判定フローにより判定します。

STEP2：個別判定

判定1	(指針5P)
■別地の高台等の避難場所の有無	
判定2	(指針6P)
■レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模	
判定3	(指針7P)
■レベル1の津波で浸水する室の代替可能性	
判定4	(指針7P)
■診断対象施設の構造体の地震に対する性能	
判定5	(指針8P)
■診断対象施設の構造体の津波に対する性能	
判定6	(指針9P)
■災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置	
判定7	(指針10P)
■診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置	
判定8	(指針10P)
■非常用電源の設置位置	
判定9	(指針10P)
■その他重要な設備機器の設置位置	
判定10	(指針11P)
■避難場所に応じた避難計画の有無	
判定11	(指針11P)
■津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無	
判定12	(指針12P)
■診断対象施設の代替拠点の確保等	
判定13	(指針12P)
■津波警報発令時の初動体制の有無	
判定14	(指針12P)
■津波発生時の災害応急対策活動に必要な通信機器等の確保	

STEP3：総合判定



津波浸水地域に立地する既存官庁施設に関しては、対津波機能目標の達成状況を把握し、目標未達成の施設については、それらを有効に活用するための方策を検討し、対策を講ずる必要があります。第一段階として、既存官庁施設の現状や目標の達成状況を把握するため、津波防災診断を実施していただきますようお願いいたします。なお、毎年実施する保全実態調査において津波防災診断の実施状況についても確認しておりますので、BIMMS-Nにより入力・報告をお願いいたします。

(調整課)

3. お知らせ（1） 政府実行計画の取組

BIMMS-Nを活用した施設保全状況診断書の作成方法について

保全インフォメーションNO. 1 3 1号でもお知らせしました「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）が平成28年5月13日に閣議決定されました。これを受け、政府実行計画の対象となる事務及び事業を行う関係府省が、期間等及び温室効果ガスの総排出量に関する目標を以下のように設定しています。

2013年度を基準として、関係府省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、政府全体で2020年度までに10%削減を目指すこととする。

すでに、目標に向け、取組を実行されているところもあると思いますが、取り組んだ結果がどうなっているかを確認しながら、実行していくことが重要です。

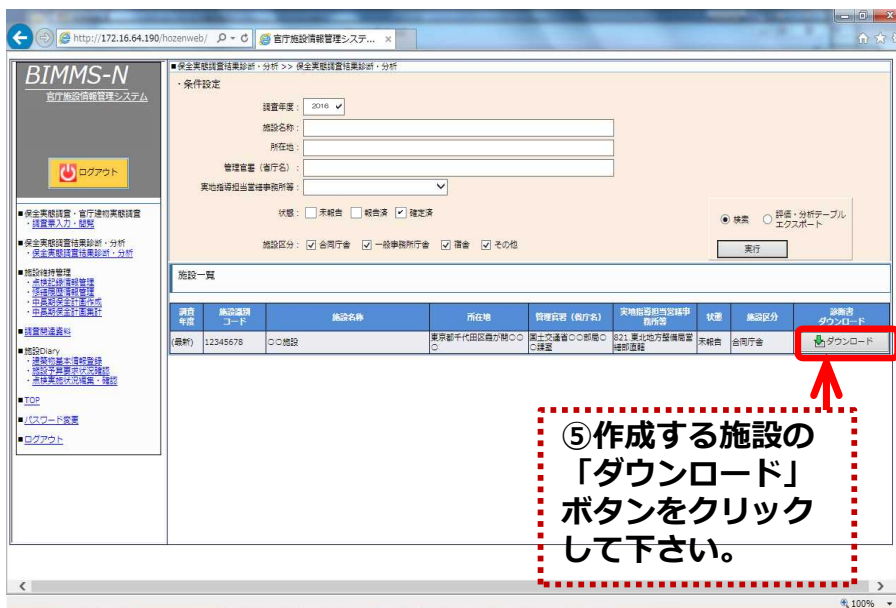
官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）から所管施設の**施設保全状況診断書**が容易に作成でき、エネルギーチェック機能として活用できます。その機能を以下で説明します。

※施設保全状況診断書の作成方法は **1** ~ **4** を参照して下さい

1

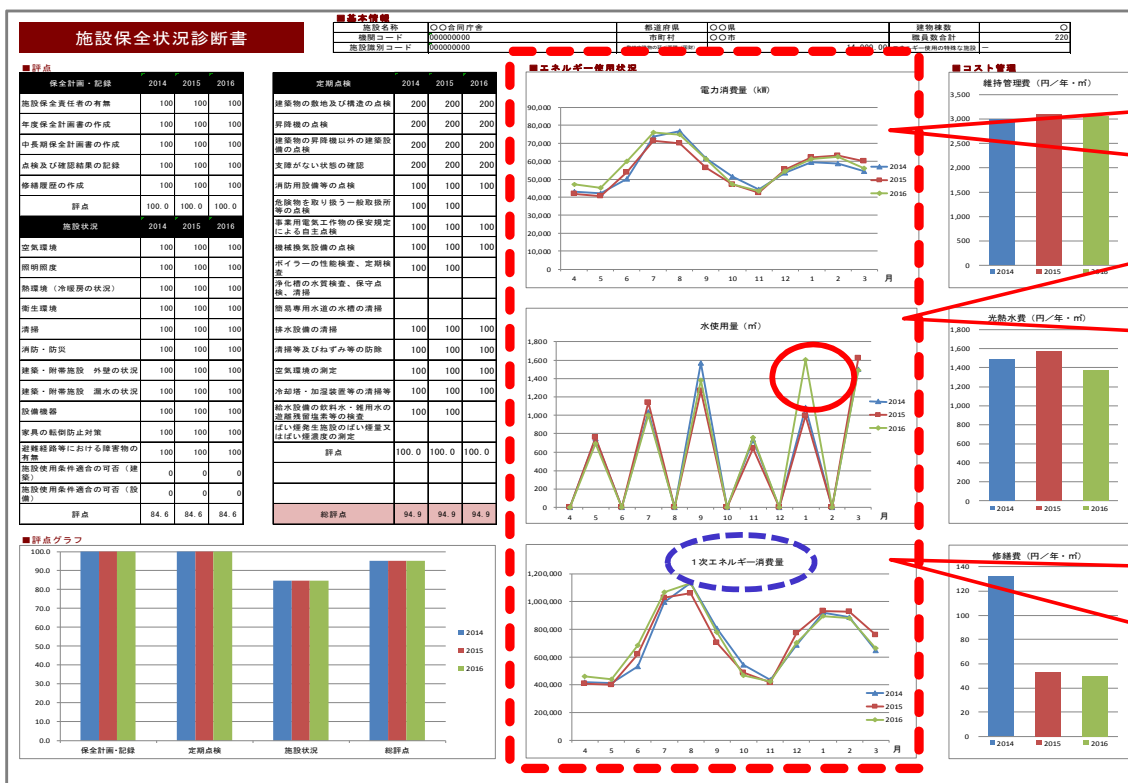
2

3



4

⑥ダウンロードをしてExcelファイルを開くと施設保全状況診断書が表示されます。エネルギー使用状況のグラフから、施設のエネルギーチェックができます。



■電力消費量 (kW)
年度の比較や年間を通してどの季節にエネルギーが多消費となっているか、チェックができます。

■水使用量(m)
他年度と比較して著しく増加している場合、データの入力間違いや、漏水がないかどうかの確認を行って下さい。(水使用量は毎月計測している場合はグラフの形状が異なります。)

■1次エネルギー消費量(MJ)
空調期間中におけるエネルギーの消費量が多いので、空調期間中の省エネを行うと、消費エネルギーの削減効果が大きくなります。

施設保全状況診断書では当該施設における下記のエネルギー使用状況(過去3カ年分※)が表示されます。

- ・ 月毎の電力消費量
- ・ 月毎の水使用量
- ・ 月毎の一次エネルギー消費量

※保全実態調査報告済みの過去3カ年分
平成29年3月現在では、平成26年度～平成28年度調査分(平成25年度実績～平成27年度実績分)が表示されます。

1次エネルギー消費量とは電気(kW)・ガス(m³)・油(l)等の消費量にそれぞれ換算係数をかけて、燃料種別の発熱量をエネルギー(MJ:メガジュール)で表したものです。
ここでは月毎に電気・ガス・油等のエネルギーを合算してグラフ化しています。

以上、過去3カ年のエネルギー消費量等を把握するためにご活用ください。(調整課)

4. お知らせ（2）保全指導・監督室

保全研修会実施報告について～『建築設備の基礎知識』～

11月14日（月）大阪市内のビル管理会社の研修センターにおいて、国、地方公共団体等の施設管理に携わる方を対象とした、講義及び実際の設備機器を用いての研修会～『建築設備の基礎知識』～を開催しました。当日は午前・午後、それぞれ30人ずつに参加いただき、講師は保全指導・監督室の専門分野の職員が務めました。

研修は、電気・空調・給排水設備についてのシステム概要について講義後、研修センターに設置されている各種設備機器を実際に見て、動作や仕組みを確認してもらいました。

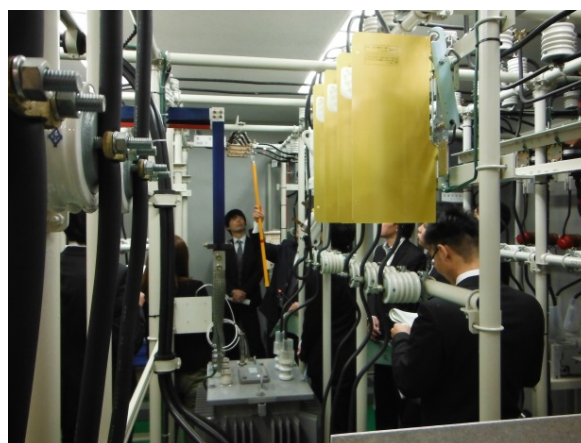
研修センターは、天井が透明パネルとなっており、通常は壁や天井内に収まっている配管が見えるようになっている他、設備機器の一部が透明パネルとなっており、設備機器の内部構造が目視確認できるようになっています。

今回の研修参加者は施設管理経験が3年未満の方がほとんどで、普段は総務や会計等の事務を主に担当し、施設管理業務は初めてという方が多数おられました。

講義終了後のアンケートでは、実際の機器を使った研修は分かりやすく、保全業務に大変有意義であったと、好評を得ることができました。



講義風景



電気設備の実習風景
(受変電設備の内部機器の説明)



給排水設備の実習風景
(受水槽における給水動作の説明)



空気調和設備の実習風景
(冷房で使用する冷凍機の機能の説明)

5. お知らせ（2）京都営繕事務所

平成28年度 施設（保全）担当者意見交換会について（報告）

平成28年度施設（保全）担当者意見交換会を平成29年2月15日及び17日に京都営繕事務所にて開催しました。

意見交換会は、京都営繕事務所管内の各施設の保全担当者が抱えている問題点の解消に向けて、平成21年度より毎年開催しております。今年度につきましては、延べ7官署から10名の参加を得ました。

意見交換会は、前半部分で8月に開催した「地区保全連絡会議」のおさらいとして「法定点検」「実地指導を踏まえての注意点」「インフラ長寿命化計画（官庁施設）の概要」「BIMMS-Nの活用」等について説明したほか、京都財務事務所の担当者の方より実際の資料を用いて、「保全業務委託発注手続き、委託方法、積算方法、業務の検査方法」について事例紹介を頂きました。

後半部分で、上記の内容を踏まえたグループ討論を行いました。討論では、「使用していない施設の点検」「点検業務の確認方法」「修繕箇所の優先順位の判断」「契約方式」「予防保全」など様々なテーマについて、取り組み内容の紹介や討論を行いました。

参加者からは、「施設の管理について日頃の疑問を共有できて良い機会になりました。とても参考になりました。」「各官庁の担当者の方と意見交換でき、また、貴庁からも助言頂ける有意義な会でありありがとうございました。」など全体的に好評なご意見を頂きました。

また、意見交換会終了後には、ご要望頂いた方に個別施設毎の相談対応として個別相談会を実施しました。

今回の意見交換会での貴重なご意見を今後の保全指導業務に役立てて行きたいと思っております。



意見交換会（グループ討論）の様子